

～令和元年9月静岡県議会定例会に対する質問～

質問者：東堂 陽一 議員 当行

質問日：令和元年9月27日（金）【2番目】

会派名：自民改革会議

項目	1 リニア中央新幹線工事に伴う大井川水量減少への対応について
答弁者	知事
質問要旨	<p>他県には水問題を軽視し、リニア工事着工ありきの発言があるのは非常に残念なことである。県は、大井川の水量減少によって起こる具体的な影響について、もっとわかりやすく説明をし、県民を含め多くの人と危機感を共有すべきではないかと考える。</p> <p>地元が独善的に開通を妨げているとの印象を与えないためにも、大井川の水が、リニア工事により減少した場合の具体的な影響を明確にしたうえで、水問題は絶対に譲れない立場で、JR東海との協議を進めていただきたいと考える。この点について、知事の認識を伺う。</p>

＜答弁内容＞

東堂議員にお答えいたします。

リニア中央新幹線工事に伴う大井川の水量減少についての御質問がございますので、その対応についてお答えします。

平成25年9月の環境影響評価準備書におきまして、JR東海は、トンネル工事により大井川の流量が最大毎秒2トン減少すると予測しました。県では、この減少分毎秒2トンについて県民の皆様に御理解いただきやすいよう「約60万人の生活用水に相当する量」と説明をしております。

トンネル工事により想定される影響として、他にも第一に「地下水脈の変化による地下水位の低下という影響」、第二に「重金属等の有害物質を含む水が流出するという影響」、さらにまた、「河川水とは水温等の異なる湧水が導水・流入による河川の水質の悪化あるいは変化という影響」さらに「沢枯れ等による生態系への壊滅的影響」などがございます。

現在、JR東海が説明されているリニア工事に伴う水量減少等の影響は、まことに少ない地質調査を基に推定した予測です。予測にはもとより不確実性がございます。2トンを遥かに超える量が減少するリスクもあります。今後は、中央新幹線環境保全連絡会議の専門部会等におきまして、実際に調査したデータに基づく施工計画や環境保全計画の御提示を求めます。そしてまた、具体的な影響とそれへの対処方法を明確にしてまいりたいと考えております。これに基づき、分かりやすい資料を作成し、県民をはじめ更に多くの皆様に御理解をいただけるように努め、危機感の共有を進めてまいりたいと考えております。

今月12日の専門部会におきまして、JR東海は、初めて、工事の工程において、山梨県側に10か月間、長野県側に7か月間、本来、大井川水系に流れるはずの水が、

トンネル湧水として、トンネルの傾斜に沿って両県側、すなわち大井川水系外に流出することは避けられないと明らかにいたしました。

J R 東海は、工法については、引き続き検討するとしておりますが、この J R 東海が想定なされた流出期間と毎秒の流出量を基に、流出総量を計算してみますと、合計で約 2 1 0 万トンとなります。これは、人口 1 0 万人の島田市民が使用する約 7 0 日分の生活用水に相当する量であります。決して看過できるものではありません。そして、この値すら、単なる一つの想定に過ぎません。

南アルプスを源流とする大井川の水は、長い歴史の中で大切に受け継がれてきた財産であり、議員の御地元、掛川市におきましても生活や経済活動に欠かせない「命の水」であります。

今月 1 1 日、1 2 日に移動知事室で、吉田町、牧之原市、静岡市を訪れたのでございますけれども、様々な世代、小学生も含めてでございますが、多くの県民の皆様から、一様に大井川の水を守るよう、強く求められました。また、酒造メーカーの社長からも切実な意見・手紙が寄せられております。東堂議員と同様、「命の水」を大切にす多くの県民の思いは、私の思いでもございます。

県といたしましては、リニア工事による大井川の水量減少問題は絶対に譲らないという立場で、J R 東海と科学的根拠に基づき粘り強く対話を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長及び教育長から御答弁申し上げます。

項目	2 外国人材の活躍支援について
答弁者	難波副知事
質問要旨	景気が緩やかな回復を続け、有効求人倍率が高い水準で推移する中、人手不足の深刻化が懸念されているが、特定技能外国人の受入れは進まず、人手不足の緩和につながっていない。本県経済の持続的発展のためには、外国人材（特定技能外国人）が円滑に受け入れられ、地域で安心して生活し、働き続けられることが重要である。そこで、県では、外国人材（特定技能外国人）の本県への受入れの現状についてどのように認識し、考えているのか、外国人材（特定技能外国人）が生き生きと活躍できるために、どのような施策展開・支援を行っていくのか伺う。

＜答弁内容＞

外国人材の活躍支援についてお答えいたします。

県内における外国人労働者は、5年前と比較して1.5倍の約5万7,000人と大幅に増加しております。人材不足が依然として深刻化する中、本県産業を支える貴重な担い手となっております。こうした中、国は本年4月に、新たな在留資格「特定技能」制度を創設し、人材不足が著しい介護や建設など14分野への外国人材の受入れを開始いたしました。しかしながら、議員御指摘のとおり、特定技能の在留資格の取得は十分に進んでいない状況でございます。これは、新制度導入までの準備期間が短かったこと、そして受入手続の煩雑さや技能実習生と異なり監理団体を介さないことによる企業の負担が見通せないこと、このような理由があると思われまます。

県では、本年5月から、経済4団体及び市町と連携して、特定技能及び外国人技能実習制度の説明会を県内12か所で開催しております。参加企業からは、制度の理解が深まったとの御意見を頂いております。しかし、まだまだ十分とは言えません。14分野ごとの受入方法等の説明を求める要望も数多く出されております。県内企業への制度の周知を更に進める必要があると感じております。このため、今後、介護や建設など、分野別の、より詳細な説明会を開催することとし、本議会で9月補正予算案としてお諮りをしているところであります。

今後増加が見込まれる外国人材が、生き生きと活躍できるためには、地域との共生が最大の課題です。「外国人よし 地域よし 企業よし」の三方よしの実現が必要です。このため、本年7月に開設した、11言語以上に対応する県多文化共生総合相談センター 通称「かめりあ」では、情報提供や相談を行い、県内市町とも連携をして、外国人材が安心して地域で生活できるよう支援を進めております。さらに、外国人材と地域との共生に成果を上げている企業の先進的な事例も紹介しております。引き続き、企業における共生の取組の充実を促してまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、多文化共生推進本部を中心に、市町や関係団体と連携して、外国人材が地域で安心して生活し、働き続けられるよう、誰もが努力すれば夢が叶い、差別されずに幸せを実感できる多文化共生の地域づくりを着実に進めてまいります。以上であります。

項目	3 帰国・外国人児童生徒に対する日本語教育の推進について
答弁者	教育長
質問要旨	<p>県内の外国人居住者は年々増加し、それに伴い、外国人を含む日本語の指導が必要な児童生徒も5年間で約6割増加している状況にある。</p> <p>しかしながら、教員数が十分でなく、現状は日本語指導の経験や知識が乏しい教員が手探りで必死に指導しているものの、支援が必要な児童生徒の中には日本語の指導を受けられず、日本語の理解が不十分なことから、不安を抱えて学校生活を送る児童生徒もいる。</p> <p>外国人県民は、県内に住み、働き、日常生活を営む社会の一員である。外国人が本県産業の活性化・発展に大きく寄与しており、その活躍の基礎となる、安心・安全な生活を過ごせる環境や子供たちがしっかりと教育を受けられる環境は、行政や地域、企業など、社会全体でしっかりと整えるべきである。今後も増加していくと考えられる日本語指導の需要に対して、十分に対応できる人材を確保することが必要であると考えますが、県教育委員会では、どのような取り組みをしていくのかを伺う。</p>

<答弁内容>

帰国・外国人児童生徒に対する日本語教育の推進についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本県に住む外国人の方々は、社会の一員であり、県内産業の発展に貢献する県民でありますことから、その子供たちが、学校で安心して学べる環境を用意することは、教育委員会をはじめ、行政、地域、企業を含めた社会全体の責務であります。

県教育委員会では、外国人児童生徒が多い学校に教員を加配するとともに、日本語指導コーディネーターを派遣し、特別の教育課程の編成を支援しておりますほか、担当教員等を対象とした日本語指導の研修会を開催しております。また、一部の市町では、教室で寄り添いながら指導・助言する支援員を配置しておりますほか、就学前後に、学校や学校以外の場所で日本語の指導を行っております。

しかしながら、外国人児童生徒が急増している学校では、特別の教育課程を担当する教員が確保できず、十分な指導ができていない状況が見られます。今後も増加が見込まれる外国人児童生徒に対する支援を一層充実させることが必要であります。

このため、今年度、新たに立ち上げた多文化共生推進本部教育プロジェクトチームにおきまして検討を進め、更なる対策に取り組むことといたしました。具体的には、特別の教育課程により、十分に日本語指導を行えるよう小中学校に非常勤講師70人を配置することといたしました。また、「やさしい日本語」を指導する専門家の派遣や支援員の確保と質の向上を図るための養成講座の開催に取り組むこととし、必要な経費に係る補正予算案を本議会でお諮りしているところであります。

県教育委員会といたしましては、市町教育委員会と連携し、外国人児童生徒が県内どこの学校に在籍しても、安心して学べる環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

＜再質問＞

非常勤講師 70 人増という話があった。これで当面の困っている子供たちが対応できるかどうか再確認したい。

＜答弁内容【再質問】（答弁者：教育部長）＞

帰国・外国人児童生徒に対する日本語教育の推進に係る再質問について、お答えをさせていただきます。

現在、小中学校における外国人児童生徒に対して、約 1500 人に特別の教育課程を実施しております。

しかしながら、担当教員、加配教員が十分配置されていないため、今回、非常勤職員を 70 人配置をするということで予算を計上させていただいております。これに伴いまして、70 人の非常勤職員の方々に約 500 人の外国人児童生徒に対する指導ができるのではないかと計算しております。

加配教員、非常勤職員を合わせまして、外国人児童生徒の特別の教育課程が充実したものになると考えております。

項目	4 静岡茶の販路拡大と生産者への支援について
答弁者	農林水産担当部長
質問要旨	<p>本年の一番茶、二番茶は、減産に加え価格が低迷したことから、生産者の経営状況は例年以上に厳しくなっている。</p> <p>本県は一番茶を中心に、収量を抑えた高品質なお茶を主に生産しているが、近年、人々のライフスタイルの変化などに伴い、比較的安価な原料を使用するペットボトルやティーバッグの需要が伸びており、需給のミスマッチが茶業不振の要因の一つに挙げられている。</p> <p>このため、あまりお茶を利用していない業界に、本県の美味しいお茶が採用されるような取組やライフスタイルに合った飲み方を提案するなど、新たな需要を喚起していくことが重要である。</p> <p>また、生産者に対しては、流通販売業者と連携した確実な販路の確保や、販売先が求めているGAP認証の取得を早期に支援する必要がある。</p> <p>日本一の静岡茶が危機にある中、県は、茶業関係団体などとも連携し、スピード感を持って対応すべきと考えるが、その所見を伺う。</p>

＜答弁内容＞

本年の県内産一番茶、二番茶の取引は、減産にも関わらず単価が低下するなど、需要と供給のミスマッチが顕在化しておりますことから、新たな需要の喚起による販路の拡大や、流通業者と連携した販路の確保が喫緊の課題となっております。このため、来年の一番茶に向けての緊急対策として、必要な経費を9月補正予算案に計上し、本議会にお諮りしているところであります。

具体的には、新たな需要の喚起による販路の拡大につきましては、現在、日本茶インストラクターが静岡茶を使った料理や飲み物を開発し、首都圏のレストランなどで提供する取組を進めておりますが、さらに、茶業研究センターで開発した、女性や外国人に評価の高い「香り緑茶」の販路開拓にも取り組んでまいります。また、消費者目線による新しい商品の開発やターゲットを明確にした商品提案を進めるための、若手の生産者と茶商が協働する仕組みを構築してまいります。

流通業者との連携による販路の確保につきましては、茶産地構造改革事業により、流通業者との契約生産などを進めておりますが、今年の厳しい現状を踏まえて、さらに流通業者の求めるドリンク原料茶等への転換を加速する必要があります。このため、ドリンク原料の加工の際に効率的に蒸すことができる過熱蒸気発生装置などの導入に対する助成枠を拡大してまいります。

また、飲料メーカー等がGAP(ギャップ)認証の取得を取引条件とする動きを強めておりますことから、認証取得を要望する茶工場が大幅に増加しております。このため、認証取得に必要な経費に対する助成を増額して、生産者のGAP認証取得を加速してまいります。

県といたしましては、生産者団体や茶業会議所などの関係機関と連携し、静岡茶の販路拡大と生産者の支援にスピード感を持って取り組んでまいります。

<再質問>

日本一を誇ってきた茶が本当に危機にあり、これまでの対策では、間に合わないのではないかと。各種関係団体を巻き込んで思い切った施策展開をしないと、本当に大変な状況になると思われる。

1つ目に、思い切った構造改革が必要だと思うが、県のコメントをお聞きしたい。

2点目は、需要喚起について、お茶は万能薬といえるような健康機能性があり、これをマスメディア等を使ってPRする。これは二年前に一般質問でも申し上げたが、関係団体などを巻き込み、県庁が主体になってPR戦略を考えたらどうか、県の考えをお聞きしたい。

<答弁内容【再質問】（答弁者：農林水産担当部長）>

再質問について、お答えいたします。まずお茶について2問、再質問いただきました。

1点目が思い切った茶産地の構造改革が必要ではないかという御質問でございます。現在、県といたしましては、地域の特徴に応じて、例えば中山間地域では、煎茶のですね、煎じて飲む、そういったお茶の高級なお茶のそういったものを維持しながら現在、外国等で人気の高い抹茶のですね、抹茶の原料となるてん茶、そういったものを、特徴のあるお茶の生産を進めていこう。あるいは、平地におきましてはドリンク原料になるお茶、そういった生産を規模拡大して進めておりまして、そのための例えば基盤整備、農業者の負担軽減をするような基盤整備なども進めております。ただ、いろんな対策を進めておりますが、その中におきましては、やはり個々の生産者あるいは茶商等だけの対応ではなかなか解決しない問題もございますので、県といたしましては生産者や茶商、あるいはいろんな団体を集めたような、そういった方たちでしっかりと検討していくようなことも進めてまいりたいと考えています。

それから、2つ目の質問で需要喚起のためのPR、特にマスメディアを使ったという御質問でございました。お茶に関しましては、抗がん作用ですとか、コレステロールの上昇を抑制する作用ですとか、いろんな効能等もあります。また、リラックス効果等も学術的には証明されているところでございます。議員から御提案がありましたようにそういったいろんな効能をしっかりといろんな媒体、マスメディアも使いましてですね、関係団体とともにですね、PRしていくことが大事だと思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

項目	5 農作物の鳥獣被害対策について
答弁者	農林水産担当部長
質問要旨	<p>野生鳥獣による農作物への被害は依然として深刻な状況である。獣種別では、特にイノシシの被害が大きく、農業者は被害対策に頭を悩ませている。</p> <p>県によると、野生鳥獣による農作物への被害額は、県全体では減少傾向にあると報告されている。しかし、農業の現場からは、被害の減少が実感できないとの声も聞かれ、農業者は生産意欲を減退させているのではないかと危惧している。</p> <p>この状況を踏まえ、まずは現場の声に耳を傾け、地域の実状に即したよりきめ細やかな対策が重要と考えるが、県の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

次に、農作物の鳥獣被害対策についてであります。

イノシシやニホンジカなど、野生鳥獣による農作物の被害は、国の調査によりますと、県全体としては減少傾向にあるものの、議員御指摘のとおり、地域によっては、いまだ深刻な状況にあると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では、部農会長や自治会長などを対象に、昨年度モデル的に実施した集落ごとのアンケート調査を、本年10月から全県で実施いたします。この調査により、集落単位や獣種単位のより詳細な被害状況を把握し、被害の大きい地域から先行して侵入防止柵の設置を進めるなど、市町と協力して地域の被害状況に即応した対策につなげてまいります。

また、地域で被害防止に取り組む人材不足も課題となっております。県では、こうした対策を担う市町職員や猟友会員などで構成する鳥獣被害対策実施隊の設置を市町に働き掛けており、現在20市町まで広がっております。これらの市町では、捕獲活動や追い払い、農業者への柵の設置技術の指導などを実施隊が行うことで、大きな被害軽減につながっているため、引き続き、未設置市町への設置を働き掛けてまいります。

このほか、捕獲従事者の労力軽減も課題となっておりますことから、現在、ICTわなの設置支援を進めております。このわなは、スマートフォンなどを用いて、遠隔操作や捕獲状況の確認を行うものであり、農林事務所が捕獲の実証を行い、成果が確認できたものであります。今後、市町を通じて積極的に地域への普及促進を図ってまいります。

県といたしましては、引き続き市町やJAなど関係機関と連携して、地域の声に耳を傾け、よりきめ細かな対策を着実に進めることで、鳥獣被害の軽減に努めてまいります。

<再質問>

アンケートを取るということで、どこに被害が大きいのか、そこから優先的に対策を進めるというお話であったが、それだけにとどまらず、どんなことを聞いて、どんな

対策を立てるのか、これが重要だと思うので、アンケートの中身やどんな対策を想定しているのか伺う。

<答弁内容【再質問】（答弁者：農林水産担当部長）>

鳥獣害対策の御質問をいただきました。アンケートの内容等についての御質問だったと思います。

このアンケートにつきましては、例えば獣種ごと、イノシシ、シカ、サルといった獣種ごとに、どういった被害がいつごろからあるのか、あるいは被害の程度はどのくらいなのか、防護柵などの効果がどうなのか、といったことを単純な質問にしまして、これをアンケート形式でアンケートを取ります。その結果を、GIS上で地図上に、強度等も含めて、表現してまいります。それによりまして、市町あるいは集落を越えたような獣害の広がり方、そういったものも見えてきます。どういった獣害があるのかということも見えてきます。それを、見える化することによって、具体的にどういう対策がそこに適しているのかということを進めてまいりたいと思います。そういうふうに考えております。

以上でございます。

項目	6 農業用ため池の防災対策及び適正な管理について
答弁者	農林水産担当部長
質問要旨	<p>西日本地域を中心に記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」では、河川の氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生し、広島県ではため池の決壊により幼い命が奪われるといった痛ましい出来事があった。</p> <p>この災害を受けて、農林水産省は「防災重点ため池」の再選定を都道府県に指示し、本県の「防災重点ため池」の総数は168箇所から492箇所へと増加した。</p> <p>決壊した場合に影響を及ぼすおそれのある「防災重点ため池」が増加した状況を鑑みると、耐震並びに豪雨対策が確実かつ迅速に実行されるのか心配している。</p> <p>さらに、本県のため池は中遠地域に集中していることから、この地域の市町の負担軽減や支援体制も講じていかなければならない。</p> <p>また、本年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の決壊による被害防止に向けて、県が果たすべき責務が大きくなっている。</p> <p>県は、アクションプランに基づきため池の防災対策を推進していますが、激甚化する自然災害から命を守りきる備えを早急に用意する必要がある。そこで、増大した「防災重点ため池」の防災対策の推進と、「ため池新法」に基づく管理及び保全をどのように取り組んでいくのか県の考えを伺う。</p>

<答弁内容>

次に、農業用ため池の防災対策及び適正な管理についてであります。

県では、これまで「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、貯水量がおおむね1万立方メートル以上で決壊した場合に下流の住宅地などへの影響が大きく、緊急度の高いため池216か所を選定し、耐震及び豪雨対策を推進しているところであります。現在、全てのため池で対策に着手しており、これまでに約6割が完成しております。そして、令和4年度の完了を目指しております。

このたびの国の新たな基準により、今回「防災重点ため池」に追加選定した比較的規模の小さいため池につきましては、今後、市町と協議してそれぞれの分担を決めた上で、本年度中にハード及びソフト対策の実施計画を策定し、アクションプログラムと併せて、スピードを緩めることなく着実に対策を講じてまいります。

この対策の推進に当たりましては、同一水系に複数のため池が存在し、連続的な被災が起こると広域的な被害になると想定される場合に、県が市町に代わり対策工事を実施できる「ため池群整備事業」を積極的に活用し、多くのため池を管理する市町の負担を軽減してまいります。

また、ため池の約四分の一を行政以外の者が所有していることや、所有者及び管理者が明確でないため池も存在しますことから、適正な管理が担保できない場合には、「ため池新法」に基づき、県の代執行などにより安全確保も図ってまいります。

あわせて、ため池に関する情報や課題の共有による確実な対策と管理を推進するため、「静岡県ため池管理保全対策連絡協議会」を本年8月に設置いたしました。これにより、市町への技術的助言等の支援体制も整えたところであります。

県といたしましては、こうした取組によりため池の防災対策を推進し、激甚化する自然災害から県民の皆様の生命と財産を守ってまいります。

以上であります。

項目	7 静岡モデル防潮堤の整備促進について
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	<p>県は「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき津波対策を県下全域で進めている。</p> <p>遠州灘沿岸及び志太榛原地域沿岸の市町は、レベル1を超える津波に対する安全度向上を図る、所謂「静岡モデル防潮堤」の整備にも鋭意取り組んでいる。</p> <p>静岡モデル防潮堤の整備には大量の土砂を必要とするとともに、完成には長期の期間を要するのではないかと心配している。</p> <p>そこで、静岡モデル防潮堤整備の進捗状況と、整備に必要不可欠な盛土材となる土砂の確保の状況及び、今後の見通しについて伺う。</p>

<答弁内容>

静岡モデル防潮堤の整備促進についてお答えいたします。

県は、地域の特性を踏まえた「静岡方式」の津波対策を市町との協働により県内全域で展開しているところであり、このうち、レベル1を超える津波に対応する「静岡モデル防潮堤」の整備を「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に位置付けております。

このアクションプログラムでは、全体計画延長56.7kmの内、令和4年度末までに55%を整備することを目標とし、各地域で立ち上げた静岡モデル推進検討会で進捗管理を行っております。今年度末には、浜松市沿岸地域の防潮堤が完成することから、整備率が約40%に達する見込みであり、目標達成に向け順調に進捗しております。

また、静岡モデル防潮堤の整備に必要不可欠な土砂の確保につきましては、全体の必要土量約1,040万立方メートルに対し、昨年度までに約860万立方メートルの土砂を確保いたしました。残る約180万立方メートルにつきましては、今後、県の事業や新東名高速道路6車線化事業、さらには民間事業で発生する土砂の活用など、あらゆる手段を用いて、市町と連携した土砂の確保に努めてまいります。

県といたしましては、引き続き、各地域におけます静岡モデル推進検討会で、事業の進捗管理を行うなど、市町が進める静岡モデル防潮堤の整備を支援し、安全で安心な県土づくりに努めてまいります。

項目	8 垂木川の河川改修における早期整備について
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	<p>近年、台風の大型化や線状降水帯の断続的な発生などの気象の激化に伴い、記録を更新する大雨等による洪水被害が全国各地で頻発している。</p> <p>垂木川流域では、近年において住宅地の進展が著しく、平成26年10月の台風18号の出水では本川からの越水や支川の氾濫により、床上浸水被害が発生している。近年の豪雨災害を受けて、沿川の住民は豪雨のたびに垂木川の氾濫の危険性を感じている。</p> <p>垂木川の河川整備については、「太田川水系河川整備計画」に基づき、下流から順次河川整備を進めていると承知しているが、現在の工事進捗は未だ計画の半分にも満たない状況である。</p> <p>については、垂木川の整備状況と、当地区の浸水被害の解消に向け、今後どのような整備方針で取り組んでいくのか伺う。</p>

<答弁内容>

次に、垂木川の河川改修における早期整備についてであります。

垂木川につきましては、平成13年策定の太田川水系河川整備計画に基づき、天竜浜名湖鉄道の上流区間で河道拡幅を進めるとともに、河道の流れを阻害する橋梁の架け替えなどを進めております。現在、市道橋「新橋(しんばし)下橋(しもばし)」の架替工事を実施しており、今年度、「防災・安全、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」により完成する予定となっております。

これに引き続き、来年度からは上流側の県道に架かる「新橋(しんばし)」の架け替えを行うこととしており、まずは迂回路のための仮橋の整備に着手いたします。

垂木川の河川整備計画区間には、対策に必要な橋梁が9橋あり、これらの費用や期間が多大となりますことから、平成29年に掛川市が、地元自治会や県が参画する「垂木川改修に伴う橋梁のあり方を考える会」を設立いたしました。現在、この会におきまして、数多い橋梁の統廃合について、地元の御意見を丁寧に伺いながら検討を進めているところであり、県は、この結果を踏まえ、早期に効果が発現できる整備手順などを検討することとしております。

県といたしましては、垂木川周辺の浸水被害解消のため、予算確保と早期整備を積極的に進め、掛川市及び地域住民の皆様と連携し、安全で安心な地域づくりを目指してまいります。

以上であります。